

施設の使用における遵守事項（お願い）
（新型コロナウイルス感染拡大予防対応分）

京都大学船井哲夫記念講堂・船井交流センター
一時使用施設使用申請者 各位

施設部プロパティ運用課
共用施設マネジメントセンター

京都大学船井哲夫記念講堂・船井交流センター（以下「会場」という。）の使用につきましては、「京都大学船井哲夫記念講堂・船井交流センター一時使用施設使用申請書（様式1-1等）」に記載された「施設の使用に関する注意事項」のほか、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、下記の事項を遵守していただきますようお願いいたします。

記

【基本事項】

1. 利用人数

ア 大声での歓声等がないことが前提とするもの

：各会場における定員（最大収容人数）の100%以内とすること

イ 大声での歓声等が想定されるもの

：各会場における定員（同上）の50%以内とすること

2. 主催者側で、参加者が使用する手指消毒用アルコール等を準備すること。

3. 参加者の氏名及び連絡先等を把握しておくこと（提出は不要）。

※飲食を伴う催物を実施する場合には、人数制限を設ける等、感染拡大の防止に最大限の配慮をしていただきますようお願いいたします。

※一般市民が参加する講演会等イベントの開催にあたっては、京都府ホームページの「イベントを開催されるにあたって」に留意して行ってください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/daikiboevent/jizensoudan.html>

※京都府に緊急事態措置等が発令された場合は、それによる開催制限を適用いたします。

【使用時に使用責任者が遵守する事項】

1. 参加者に会場における注意事項を説明すること。

2. 参加者に、適切なマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用や大声※を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意等の措置を講じること。

3. 入場待ちの参加者に間隔を空けて整列するよう指示すること。

4. 会場入口で参加者全員の検温を行い、37.5℃以上の者、体調不良の者には入場を断ること。

（非接触式体温計は、管理室にて貸出可能です。）

5. 会場入口付近に手指消毒用アルコール等を配置し、参加者に手指の消毒を徹底すること。

6. 入退場時には、人と人との十分な間隔を確保できるように誘導すること。

7. 大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保すること。

8. 換気のため空調設備を常時運転又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回5分以上）を徹底すること。

9. 行事終了後の会場内のドアノブ、机、椅子等の消毒を実施すること。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。